

諸外国における意匠の定義及び権利内容に関する規定

米国意匠(米国特許法)

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
<p>第 171 条 意匠に関する特許 製造物品のための新規、独創的かつ装飾的意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。 発明に関する特許についての本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠に関する特許に適用する。</p>	<p>第 271 条 特許侵害 (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者、又は特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。</p>	<p>第 271 条 特許侵害 (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者、又は特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。 (b) 積極的に特許侵害を誘発する者は、侵害者としての責めを負わなければならない。 (c) 特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素、又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であって、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。 (d)~(e)(略) (f)(1) 何人かが権限を有することなく、特許発明の構成部品の全部又は要部を、当該構成部品がその全部又は一部において組み立てられていない状態において、当該構成部品をその組立が合衆国内において行われたときは特許侵害となるような方法により合衆国外で組み立てることを積極的に教唆するような態様で、合衆国において又は合衆国から供給した又は供給させたときは、当該人は、侵害者としての責めを負わなければならない。 (2) 何人かが権限を有することなく、特許発明の構成部品であって、その発明に関して使用するために特に作成され又は特に改造されたものであり、かつ、一般的市販品又は基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないものを、当該構成部品がその全部又は一部において組み立てられていない状態において、当該構成部品がそのように作成され又は改造されていることを知りながら、かつ、当該構成部品をその組立が合衆国内において行われたときは特許侵害となるような方法により合衆国外で組み立てられることを意図して、合衆国において又は合衆国から供給した又は供給させたときは、当該人は、侵害者としての責めを負わなければならない。 (g)~(i)(略)</p>	<p>第 281 条 特許侵害に対する救済 特許権者は、自己の特許についての侵害に対し、民事訴訟による救済を受けるものとする。</p> <p>第 283 条 差止命令 本法に基づく事件についての管轄権を有する裁判所は、特許によって保障された権利の侵害を防止するため、衡平の原則に従って、裁判所が合理的であると認める条件に基づいて差止命令を出すことができる。</p> <p>第 284 条 損害賠償 原告に有利な評決が下されたときは、裁判所は、原告に対し、侵害を補償するのに十分な損害賠償を裁定するものとするが、当該賠償は如何なる場合も、侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティに裁判所が定める利息及び費用を加えたもの以下であってはならない。 損害賠償額について陪審による評決が行われなかった場合は、裁判所がそれを査定しなければならない。何れの場合も、裁判所は、損害賠償額を、評決又は査定された額の 3 倍まで増額することができる。本段落に基づいて増額された損害賠償は、第 154 条(d)に基づく仮の権利には適用されない。 裁判所は、該当する状況下での損害賠償額又は適正なロイヤルティを決定するための補助として、鑑定人の証言を聴取することができる。</p> <p>第 289 条 意匠特許の侵害に対する追加的救済 意匠特許の存続期間中に、特許所有者の許諾を得ないで、(1) 販売するための製造物品に特許意匠又はそれと紛らわしい模造を利用した者、又は(2) 特許意匠若しくは紛らわしい模造が利用されている製造物品を販売した、若しくは販売のために展示した者は、その利益総額を限度とし、\$ 250 以上の額を特許権者に支払う責任を負うものとし、その回収は、当事者に対する管轄権を有する合衆国地方裁判所において行われる。 本条の如何なる規定も、侵害された特許の所有者が本法の規定に基づいて有する他の救済を妨げ、減少させ又はそれに異議を申し立てるものではないが、特許所有者は、侵害によって得られた利益を 2 度に亘り回収することはできない。</p>	<p>第 186 条 刑罰 第 181 条に従って、発明についての秘密保持命令が出されており、それに関する特許の付与が留保されている間に、当該命令を知りながら、かつ、正規の許可を得ることなく、故意にその発明又はそれに係る主要な情報を公表若しくは開示した者、又はそれが公表若しくは開示されることを許可し、若しくはそれが行われるようにした者、又は第 184 条の規定に違反して、故意に、合衆国において行われた発明に関して外国において特許のための若しくは実用新案、意匠若しくはひな形の登録のための出願をした者、又はその出願がなされることを許可し、若しくはその出願をさせるようにした者は、何人も、有罪判決があったときは、\$ 10,000 以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁、又は両刑の併科に処せられる。</p> <p>第 292 条 虚偽表示 (a) 特許権者の同意を得ないで、ある者が合衆国内において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売した物又は当該人が合衆国に輸入した物に、特許権者の名称若しくはその名称の模造、特許番号、又は「特許」、「特許権者」若しくはそれに類似する文言を表示し、貼付し又はその物に関連する広告に使用し、その意図が特許権者の標章を偽造若しくは模造すること、又は公衆を欺き、当該物が特許権者により若しくは特許権者の同意を得て、生産され、販売の申出がされ、販売され若しくは合衆国に輸入されたと誤認させることにあった場合、又は ある者が、特許されていない物品に「特許」の文言又はその物が特許されたことを意味する文言又は番号を表示し、貼付し又はその物に関する広告に使用し、その目的が公衆を欺くことにあった場合、又は ある者が、特許出願が行われていないか又は出願はされたがそれが係属していない場合において、何れかの物品に「特許出願中」、「特許出願係属中」又は特許出願がされていることを意味する文言を表示し、貼付し又はその物に関する広告に使用し、その目的が公衆を欺くことにあった場合は、 当該人は、個々の違反行為について \$ 500 以下の罰金を科せられる。 (b) 何人も罰金を科すよう提訴することができ、その場合は、罰金の半分は提訴者に帰属し、他の半分は合衆国による使用に委ねられる。</p>

欧州共同体意匠(欧州共同体意匠理事会規則)

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
<p>第3条 定義 本規則の適用上、 (a)「意匠」とは、製品の全体又は一部の 外観であって、その製品自体及び／又は それに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色 彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴 から生じるものをいう。 (b)「製品」とは、工業又は手工芸による物 品をいい、その中には、特に複合製品に組 み立てることを目的とする部品、包装、外 装、図形的表象、印刷書体を含むが、コン ピュータ・プログラムは含まない。 (c)「複合製品」とは、交換することができ、 分解及び再組立を可能にする複数の構成 部品によって構成されている製品をいう。</p>	<p>第10条 保護の範囲 (1) 共同体意匠によって与えられる保護の 範囲には、事情に通じた使用者に対して異 なる全体的印象を与えない意匠を含めるも のとする。 (2) 保護の範囲を評価するときは、意匠を 創作する際の意匠創作者の自由度を考慮 するものとする。</p>	<p>第19条 共同体意匠によって付与される権利 (1) 登録共同体意匠は、その所有者に対し、当 該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ない 第三者がその意匠を実施することを防止する排 他権を付与するものとする。前記の実施には特 に、その意匠が組み込まれるか又は適用される 製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しく は使用、又はそれらの目的での当該製品の貯 蔵を含めるものとする。 (2) ただし、無登録共同体意匠は、その所有者 に対し、異議を申し立てられた実施が保護意匠 の複製から生じている場合にのみ、(1)にいう行 為を防止する権利を付与するものとする。 異議を申し立てられた実施が、所有者により公 衆の利用に供された意匠を熟知しているとは合 理的に考えられない意匠創作者による独立した 創作作品から生じている場合は、その実施は、 保護意匠の複製から生じたものとみなさない。 (3) (2)は、公告延期の対象である登録共同体 意匠に対しても、その意匠に係る登録簿の記載事 項及びファイルが第50条(4)に従って公衆の関 覧に供されていない場合に、適用するものとす る。</p> <p>第20条 共同体意匠によって付与される権利に ついての制限 (1) 共同体意匠によって付与される権利は、次 の行為に対しては行使することができない。 (a) 私的に、非商業目的で行われる行為 (b) 実験目的で行われる行為 (c) 引用又は教授の目的での複製行為。ただ し、当該行為が公正な取引慣行に合致してお り、かつ、その意匠に係る通常の利用を不当に 害さないこと、及びその出所についての言及が されることを条件とする。 (2) 更に、共同体意匠によって付与される権利 は、次の事項に関しても行使することができな い。 (a) 第三国登録の船舶及び航空機の装備品で あって、それらが一時的に共同体の領域に入る とき (b) 当該輸送手段を修理する目的での予備部 品及び付属部品の共同体への輸入 (c) 当該輸送手段に関する修理の実施</p>	<p>第89条 侵害訴訟における制裁 (1) 侵害又は侵害の虞に対する訴訟において、 共同体意匠裁判所は、被告が共同体意匠を侵 害し又は侵害する虞があると認定したときは、 次の措置を命令しなければならない。ただし、そ れを行わない特別な理由があるときは、この限 りでない。 (a) 被告に対し、共同体意匠を侵害し又は侵害 する虞のある行為の継続を禁止する命令 (b) 侵害製品を押収する命令 (c) 主として侵害商品を製造するために使用さ れる材料及び道具を押収する命令。ただし、そ の所有者が当該使用の意図した効果を知って いたか、又はその効果が状況上明らかであった と考えられることを条件とする。 (d) 侵害又は侵害となる虞のある行為が行われ る国の国際私法を含む法律によって規定されて おり、その状況に適切な他の制裁を課す命令 (2) 共同体意匠裁判所はその国内法に従って、 (1)にいう命令が確実に遵守されるようにするた めの措置をとらなければならない。</p> <p>第27条 共同体意匠の国内意匠権としての取扱 (1) 第28条、第29条、第30条、第31条及び第32 条に別段の定めがない限り、所有権の対象とし ての共同体意匠は、その全体に関し及び共同 体全域に対し、次の条件に該当する加盟国の 国内意匠権として取り扱うものとする。 (a) 該当する日に、意匠所有者がその所在地又 は住所を有している国、又は (b) (a)が適用されない場合は、該当する日に、 意匠所有者が事業所を有している国</p>	<p>欧州共同体は、基本的には、刑事事項に関する 立法権を持たないので、意匠規則には刑事罰に 関する規定はない。各国の国内法に委ねられて いる。</p>

韓国意匠(デザイン保護法)

意匠の定義	効力の範囲	侵害の行為	民事的救済	刑事的制裁
<p>第2条(定義) 本法で使用する用語の定義は次の通りである。</p> <p>1. “デザイン”とは、物品〔物品の部分(第12条を除く)および文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起させるものをいう。</p>	<p>第41条(デザイン権の効力) デザイン権者は、業として登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する。但し、そのデザイン権に関して専用実施権を設定したときには、第47条第2項の規定によって専用実施権者がその登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する範囲内では、この限りでない。</p> <p>第42条(類似デザインのデザイン権) 第7条第1項の規定による類似デザインのデザイン権は、その基本デザインのデザイン権と合体する。</p> <p>第43条(登録デザインの保護範囲) 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面・写真又は見本と図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められる。</p> <p>第44条(デザイン権の効力が及ばない範囲) ①デザイン権の効力は、次の各号の1に該当する事項には及ばない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究又は試験をするための登録デザインの実施 2. 国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車輛又はこれらに使用される機械・器具・装置その他の物 3. デザイン登録出願時から国内にある物 <p>②文字体がデザイン権として設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号の1に該当する場合には及ばない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイプ・組み版または印刷等の通常の過程で文字体を使用する場合 2. 第1号の規定による文字体の使用により生産された結果物の場合 	<p>第2条(定義) 本法で使用する用語の定義は次の通りである。</p> <p>6. “実施”とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入したりその物品の譲渡又は貸与の請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。</p> <p>第63条(侵害と見なす行為) 登録デザイン又はこれと類似したデザインに関する物品の生産にのみ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入したり、業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、当該デザイン権又は専用実施権を侵害したものと見なす。</p>	<p>第62条(権利侵害に対する差止請求権等) ①デザイン権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>②第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに関するデザイン権者および専用実施権者は、知識経済部令が定めるところによりそのデザインに関する次の各号の事項について特許庁長より証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、第1項の規定による請求を行うことができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デザイン権者および専用実施権者(専用実施権者が請求する場合に限る)の氏名及び住所(法人の場合にはその名称および主たる事務所の所在地をいう) 2. デザイン登録出願番号および出願日 3. デザイン登録番号および登録日 4. デザイン登録出願書に添付した図面・写真または見本の内容 <p>③デザイン権者又は専用実施権者は、第1項の規定による請求をするときには、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。</p> <p>第64条(損害額の推定等) ①デザイン権者又は専用実施権者は、故意又は過失によって自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が被った損害の賠償を請求する場合、当該権利を侵害した者がその侵害行為をせしめた物を譲渡したときには、その物の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者が当該侵害行為がなかったなら、販売することのできた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額をデザイン権者又は専用実施権者が被った損害額にすることができる。この場合、損害額は、デザイン権者又は専用実施権者が生産することのできた物の数量で実際販売した物の数量を引いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を限度とする。但し、デザイン権者又は専用実施権者が侵害行為外の事由で販売することができなかった事情があるときには、当該侵害行為外の事由で販売することができなかった数量に伴う金額を引かなければならない。</p> <p>②デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵</p>	<p>第82条(侵害罪) ①デザイン権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>②第1項の罪は、告訴を待って論ずる。</p> <p>第83条(偽証罪) ①本法の規定によって宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>②第1項の規定による罪を犯した者がその事件のデザイン登録可否決定・デザイン無審査登録異議決定又は審決の確定前に自首したときには、その刑を減輕又は免除することができる。</p> <p>第84条(虚偽表示の罪) 第80条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第85条(詐欺行為の罪) 詐欺その他不正な行為によってデザイン登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第86条(秘密漏泄の罪等) 特許庁職員・特許審判院職員又はその職にあった者がデザイン登録出願中であるデザイン又は第13条第1項により秘密にすることを請求したデザインに関して職務上知り得た秘密を漏らしたり盗用したときには、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第86条の2(専門機関等の役員に対する公務員擬制) 第25条の2第1項による専門機関又は第77条の2によるデザイン文書電子化機関の役員又はその職にあった者は、第86条を適用する時に特許庁所属職員又はその職にあった者とみなす。</p> <p>第87条(両罰規定) 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第82条第1項、第84条または第85条のいずれか一つに該当する違反行為を行ったならば、その行為者を罰する外にその法人には次の各号のいずれか一つに該当する罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科</p>

韓国意匠(デザイン保護法)

		<p>害した者に対してその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けたときには、その利益の額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。</p> <p>③デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失によって自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録デザインの実施に対して通常受けることができる金額に相当する額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。</p> <p>④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、デザイン権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がないときには、法院は損害賠償の額を定めるにおいてこれを参酌することができる。</p> <p>⑤法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟において、損害が生じたものは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが該当事実の性質上極めて困る場合には、第1項乃至第4項の規定にかかわらず、弁論全体の旨と証拠調査の結果に基づき相当な損害額が認められる。</p> <p>第65条(過失の推定) ①他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為に対して過失があるものと推定する。但し、第13条第1項の規定によって秘密デザインとして設定登録されたデザイン権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。</p> <p>②第1項の規定は、デザイン無審査登録デザインのデザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者が他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した場合に関してこれを準用する。</p> <p>第66条(デザイン権者等の信用回復) 法院は、故意又は過失によってデザイン権又は専用実施権を侵害することによってデザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、デザイン権者又は専用実施権者の請求によって損害の賠償に代えたり損害賠償と共にデザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。</p> <p>1. 第82条第1項の場合：3億ウォン以下の罰金 2. 第84条または第85条の場合：6千万ウォン以下の罰金</p> <p>第87条の2(没収等) ①第82条第1項に該当する侵害行為を造成した物又はその侵害行為から生じた物は、没収するか、被害者の請求によりその品物を被害者に交付することを宣告しなければならない。</p> <p>②被害者は、第1項による物の交付を受けた場合には、その物の価額を超過する損害の額に限って賠償を請求することができる。</p> <p>第88条(過怠料) ①次の各号の1に該当する者は、50万ウォン以下の過怠料に処する。</p> <p>1. 「民事訴訟法」第299条第2項及び同法第367条の規定によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者 2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類その他物品の提出又は提示を命じられた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかつた者 4. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者として、正当な理由なしに召喚に応じなかつたり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者</p> <p>②第1項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。</p>	<p>する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。</p> <p>1. 第82条第1項の場合：3億ウォン以下の罰金 2. 第84条または第85条の場合：6千万ウォン以下の罰金</p> <p>第87条の2(没収等) ①第82条第1項に該当する侵害行為を造成した物又はその侵害行為から生じた物は、没収するか、被害者の請求によりその品物を被害者に交付することを宣告しなければならない。</p> <p>②被害者は、第1項による物の交付を受けた場合には、その物の価額を超過する損害の額に限って賠償を請求することができる。</p> <p>第88条(過怠料) ①次の各号の1に該当する者は、50万ウォン以下の過怠料に処する。</p> <p>1. 「民事訴訟法」第299条第2項及び同法第367条の規定によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者 2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類その他物品の提出又は提示を命じられた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかつた者 4. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者として、正当な理由なしに召喚に応じなかつたり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者</p> <p>②第1項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。</p>
--	--	--	--	--